

令和7年農地の賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料を集計しましたので、賃借料設定の参考にしてください。

なお、「農地の賃借料情報」に拘束力はありませんので、農地の状況等に合わせ、貸し手と借り手の両者でよく協議し設定してください。

◆ 1反当りの賃借料 (100円未満四捨五入)

地 域	平均 (円)	最高 (円)	最低 (円)	データ数 (件)
マキノ地域	(5,800)	(8,000)	(3,900)	(53)
	4,600	6,700	2,500	36
今津地域	(5,900)	(9,000)	(1,600)	(167)
	4,600	8,000	1,500	168
朽木地域	(10,000)	(10,000)	(10,000)	(2)
	8,000	8,000	8,000	4
安曇川地域	(7,700)	(10,000)	(4,000)	(39)
	7,600	10,000	4,000	67
高島地域	(6,900)	(11,000)	(2,400)	(78)
	7,900	11,000	2,500	140
新旭地域	(6,600)	(10,000)	(2,000)	(86)
	4,300	8,000	2,400	102
市内全域	(6,400)	(11,000)	(1,600)	(425)
	5,900	11,000	1,500	517

◆ 1反当りの物納(玄米)量(1kg未満四捨五入)

地 域	平均 (kg)	最高 (kg)	最低 (kg)	データ数 (件)
マキノ地域	(31)	(45)	(15)	(25)
	31	35	30	6
今津地域	(46)	(60)	(30)	(18)
	33	45	30	6
朽木地域	(22)	(30)	(15)	(18)
	—	—	—	0
安曇川地域	(44)	(60)	(30)	(108)
	37	60	30	26
高島地域	(53)	(60)	(40)	(19)
	54	60	47	2
新旭地域	(43)	(50)	(22)	(39)
	50	50	50	1
市内全域	(42)	(60)	(15)	(227)
	36	60	30	41

◆ 使用貸借(無償)の件数 <参考>

マキノ	今津	朽木	安曇川	高島	新旭	市内全体
(155)	(32)	(5)	(75)	(47)	(101)	(415)
233	68	15	120	47	46	529

- 1 ()内は、令和6年の賃借料情報です。
- 2 データ数は、集計に用いた筆数です。
- 3 使用貸借分は、賃借料の集計に含まれません。
- 4 畑については、事例が少ないため提供しません。
- 5 令和6年度末で「物納」による権利設定が廃止されました。

※標準小作料制度は、平成21年12月15日に施行された改正農地法により廃止されました。